

松川村山の会 会則

(名称)

第1条 本会は、松川村山の会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長宅とする。

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦と結束を図り、会員及び地域住民が山に親しむことを目的とし、平成30年9月1日設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 登山
- (2) 登山道の整備
- (3) 山に親しむイベントの開催
- (4) 会員相互の親睦
- (5) 総会

(会員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同し入会した者とする。

2 会員として入会しようとする者は、会長の承認を得るものとする。

3 会員は、退会の意思を会長に伝えることにより任意に退会することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 1名

2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるとき又は欠席のときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会長の指示のもと会の運営に係る事務を行う。

(会計)

第8条 会の経費は、会費その他収入をもってこれにあてる。

2 年会費は定めず、必要都度、会員相互の取り決めにより会員が会費として経費を負担する。

3 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

4 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第9条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 役員を選任又は解任

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 事業計画

(5) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則は、平成30年9月1日から施行する。